

令和5年度 財政援助団体等監査結果に基づく措置状況等の報告

- 1. 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2. 監査対象年度 令和4年度
- 3. 監査結果報告 令和6年2月29日

<補助金等交付団体>

◆民間保育所・認定こども園等施設整備事業補助金
(団体)

| 団体名 | 監査結果 | 措置状況等 |
|-----------|--|---|
| 社会福祉法人弘仁会 | 当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。 ・補助事業等変更承認申請書が提出されていない。 | 規則第13条の「補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）」及び規則第10条の「補助金等交付承認変更通知書（第5号様式）」については、書式に「経費」及び「交付承認額」が例示されていたことから、工期のみ変更の場合は手続きを要しないものと誤解したものです。 ご指摘の「補助金等交付承認申請書」の提出について速やかに対応させていただくとともに、今後も適切な事務処理に努めます。 |

(所管室)

| 所管室 | 監査結果 | 措置状況等 |
|------------------|--|--|
| 福祉子ども部 保育幼稚園室 | 補助金交付に関する規則において、補助事業の内容の変更をする場合は、補助事業等変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないとあるが、内容が変更されたにも関わらず、変更承認申請書が提出されていない。規則に基づく事務手続きについて指導を徹底されたい。 | 規則第13条の「補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）」及び規則第10条の「補助金等交付承認変更通知書（第5号様式）」については、書式に「経費」及び「交付承認額」が例示されていたことから、工期のみ変更の場合は手続きを要しないものと誤解したものです。 補助事業に伴う手続きに不備が生じぬよう、規則に基づく申請フローを再確認するとともに、交付団体に対する指導を徹底します。 |
| | 当該団体の契約関係書類が、名張市の様式を使用していた。担当室において、市の入札事務に準拠することを指導する必要があるものの、書式は当該団体に合わせた修正が必要である。 | 交付団体での契約関係書類等に市の様式を準用した場合であっても、必要に応じ様式番号を削除するなど、当該団体に合わせた修正について今後の指導を徹底します。 |

◆6次産業化施設整備事業

(所管室)

| 所管室 | 監査結果 | 措置状況等 |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 産業部 農林資源室 | 工期変更及び予算繰越時においては、必要書類を確認の上、書類の保管を徹底されたい。 | 工期変更及び予算繰越時における関係書類を整理し、簿冊に綴じ込みました。 |

◆名張夏祭り運営事業補助金

(所管室)

| 所管室 | | 監査結果 | 措置状況等 |
|-----|-------|---|----------------------------------|
| 産業部 | 観光交流室 | 当該事業の翌年度への繰越金が多いことから、補助金の額については、決算状況に応じて減額するよう検討されたい。 | 令和5年度の決算状況から、令和6年度の当該補助金を停止しました。 |

◆ゆめづくり地域交付金

(団体)

| 団体名 | 監査結果 | 措置状況等 |
|--------------|---|---|
| 国津地区地域づくり委員会 | 当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まれたい。 ・切手の支出何において、適切な領収書が添付されていない。 ・現金出納簿が作成されていない。 | 切手の支出何について、内容を記載し領収書等の証拠書類を添付するようにします。 現金管理の出納帳を作成し、会計処理を適切に行っていきます。 |

(所管室)

| 所管室 | | 監査結果 | 措置状況等 |
|-------|-------|--|--|
| 地域環境部 | 地域経営室 | 補助金等の交付団体に対して、名張市補助金等の交付に関する規則に基づき帳簿書類の記帳は適正か、領収書等の整理・保存は適切に行われているかについて、定期的に検査を行い、徹底した指導監督をするとともに、補助金等の交付目的や事業内容の把握及び公益性など十分に検証されたい。 | 各地域づくり組織へは定期的に訪問し、地域の特性を尊重しつつ、まちづくり推進のための事業かなど事業内容の公共性を検証し、必要に応じて指導と助言を行います。 |

<指定管理者>

(団体)

| 団体名 | 監査結果 | 措置状況等 |
|---------------------|---|---|
| 伊賀南部不動産事業協同組合(市営住宅) | 当該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まれたい。 ・市に報告した決算額について、一部帳票類と一致しないところがある。 | 報告決算額と帳票類との不一致の原因について、①「賞与引当金繰入」は、決算処理上のみであり、実質支払いが発生していないため、報告決算額には計上していませんでした。また、②「当組合が直営で実施するシリンダー交換費」については、当組合の売上であり、実質支払いが発生していない為、当組合の帳票へ計上することが出来ない経費となっています。 今後は、報告決算額と帳票類との不一致の原因となる根拠資料として、「当組合が直営で実施する修繕費」の報告書を添付します。 |

(所管室)

| 所管室 | | 監査結果 | 措置状況等 |
|-------|-------|--|--|
| 都市整備部 | 営繕住宅室 | 指定管理者が報告した決算額について、一部帳票類と一致しないところがあることから、請求書等を含めた帳票類の確認をされたい。 | 決算報告については、不一致の原因となる根拠資料の提出を求め確認を行うようにします。 |
| | | 指定管理者が行う高額な工事、修繕については、現場での立ち合いを行い、内容の確認をされたい。 | 高額な工事、修繕については、事前協議は基より現地の立会い等を行うなど現場確認に努めます。 |

(団体)

| 団体名 | 監査結果 | 措置状況等 |
|---|--|--|
| 国津地区地域づくり委員会（くにつふるさと館（地域における生涯推進事業）・長瀬市民センター） | <p>当該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の人件費の支出区分が勤務実態に合っていない。 ・切手の支出伺において、適切な領収書が添付されていない。 ・現金出納簿が作成されていない。 | <p>人件費については、各事業と勤務実態に合わせるよう整理します。</p> <p>切手の支出伺について、内容を記載し、領収書等の証拠書類を添付するようにします。</p> <p>現金等の管理のチェックを強化し、会計処理に誤りがないように努めます。</p> |

(所管室)

| 所管室 | | 監査結果 | 措置状況等 |
|-------|-------|---|---|
| 地域環境部 | 地域経営室 | 会計処理にあたっては、適切な帳簿、帳票等を備え、処理するよう指導されたい。 | 適切な会計処理のため、帳簿書類の作成や領収書類の添付の徹底の指導を行いました。 |
| | | 指定管理者制度は、普通地方公共団体が指定した法人等に公の施設の管理を行わせるものであり、その中で各種事業を行わせることになるが、くにつふるさと館（地域における生涯推進事業）については、当該施設の管理は含まれないため、指定管理者制度ではなく業務委託と思われる。当該施設自体の指定管理業務は農林資源室が所管しており、令和7年4月の指定管理者協定の更新に向けて、両室で連携しながら施設の管理運営の在り方について様々な方向性を模索、検討されたい。 | 指定管理者協定の更新に伴い、施設の管理運営並びに業務の効率化を図るため、これらの在り方について農林資源室と連携して検討を図ります。 |

(団体)

| 団体名 | 監査結果 | 措置状況等 |
|--------------------|--|-----------------------------------|
| 国津地区地域づくり委員会（国津の杜） | 当該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まれない。 <ul style="list-style-type: none">・職員の人件費の支出区分が勤務実態に合っていない。・切手の支出何において、適切な領収書が添付されていない。・現金出納簿が作成されていない。 | 所管室と協議し、会計事務における適切な事務処理を行うよう努めます。 |
| | はぐくみ工房「あららぎ」の利用促進について検討されたい。 | 所管室と協議し、利用促進を図る手法について検討します。 |

(所管室)

| 所管室 | | 監査結果 | 措置状況等 |
|-----|-------|--|---|
| 産業部 | 農林資源室 | 会計処理にあたっては、適切な帳簿、帳票等を備え、処理するよう指導されたい。 | 会計処理にあたっては、適切な帳簿、帳票等を備え、処理するよう指導します。 |
| | | 令和7年4月の指定管理者協定の更新に向けて、地域経営室と連携しながら施設の管理運営の在り方について様々な方向性を模索、検討されたい。 | 指定管理者協定の更新に向け、指定管理者の負担軽減や事務の効率化を図るとともに、施設の更なる有効活用につなげるため、施設の管理運営の在り方について協働のまちづくり推進室と連携し検討します。 |